

洲崎処分場 維持管理計画

産業廃棄物処分場の維持管理は、産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準に基づき、施設、機器ごとに点検項目、方法及び異常時の措置等について日常点検及び定期点検等を行い、施設の適正な維持管理に努めるとともに、廃棄物の流出及び飛散等、異常発生などの未然防止に努める。

・日常管理

日常の管理においては、施設の異常の有無等、状況の把握に努める。

台風、地震等の災害のおそれがあるときは巡視点検を強化し、飛散の未然防止に努める。また、点検において施設及び機器の機能等に異常を発見した場合は、速やかに修復などの所要の措置を講ずる。

・維持管理基準

(1) 飛散及び流出の防止

埋立作業では、廃棄物が飛散及び流出しないように重機等により十分に締め固める。必要に応じて散水等を実施する。

(2) 悪臭の防止

悪臭が発生する場合は、即日覆土するなどにより、悪臭の発生防止を図る。

(3) 火災の防止

埋立物を適正に管理することにより、ガスの発生を抑制する。

(4) 害虫等の発生防止

埋立物を適正に管理することにより、害虫等の発生を防止する。また、必要に応じて薬剤等の散布を実施する。

(5) 表示等

表示は処分場入口に掲示し、常に見えやすい状態にする。また、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書き換える等の措置を講じる。表示等が破損した場合は直ちに補修及び復旧する。

(6) 囲い等

処分場の周囲に囲いを設置し、みだりに人が立ち入るのを防止する。また、囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修及び復旧する。

門扉は、1日の作業終了後に、閉鎖し施錠する。

(7) 擁壁等の点検

擁壁等を定期的に点検し、破損するおそれがあると認められる場合は、速やかにこれを防止するための必要な措置を講ずる。

(8) 遮水工の管理

遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合は、速やかにこれを防止するための必要な措置を講ずる。

(9) 処分場周縁地下水の水質検査

定期的に処分場周縁地下水の水質検査を行い、管理台帳に記録する。検査項目及び検査頻度は表－1に掲げるとおりである。

(10) 処分場周縁地下水の水質悪化時の措置

地下水検査結果において異常が生じ、その原因が処分場に起因することが明らかな場合は、その原因の調査等の必要な措置を講ずる。

(11) 残余容量の測定

残余容量は1年に1回以上測定し、記録する。

(12) 記録及び保存

埋立物の種類、量及び処分場周縁地下水の水質検査結果等を記録し、該当処分場を廃止するまで保存する。

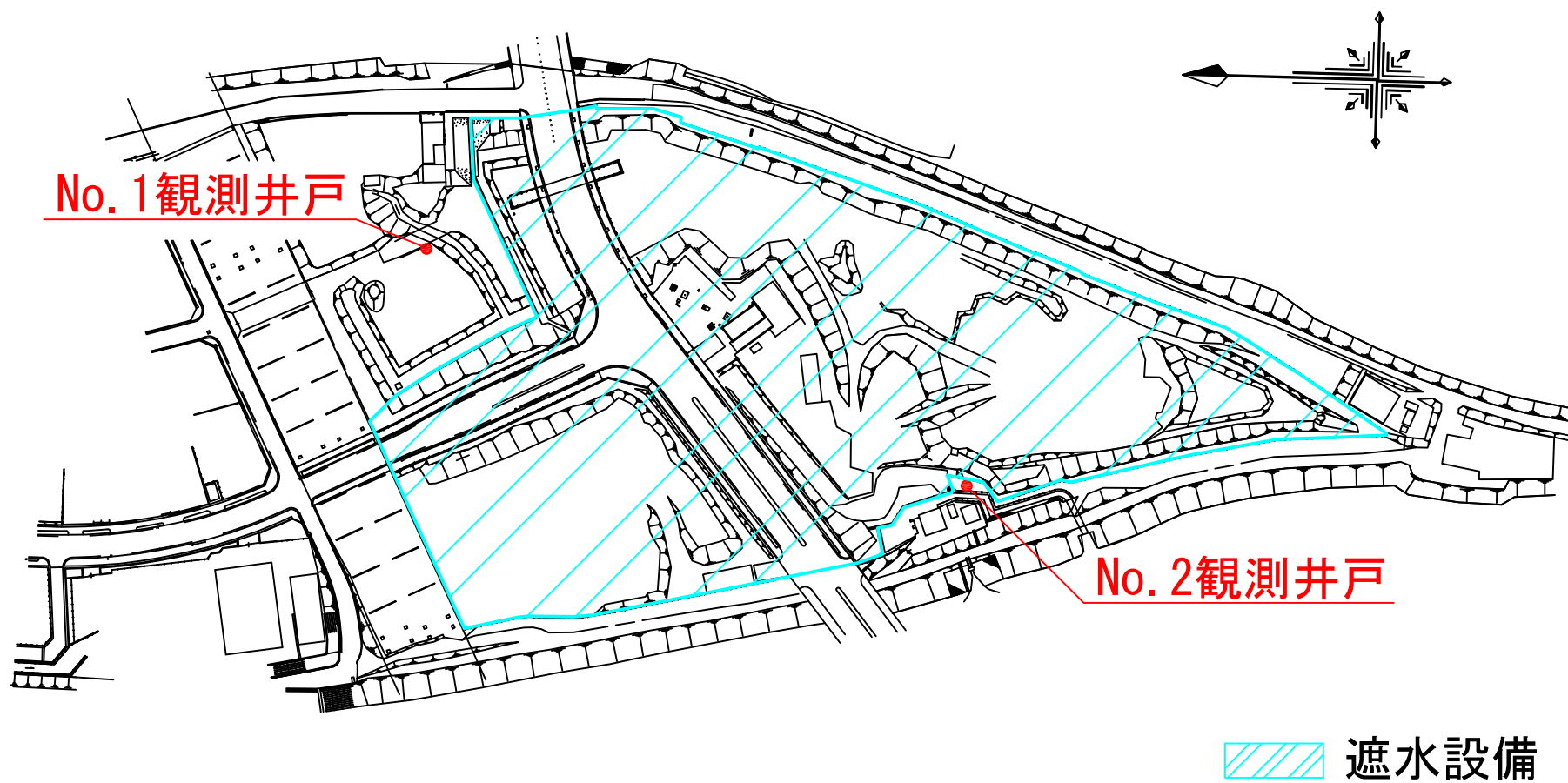
表－１ 洲崎処分場 周縁地下水 水質検査項目及び検査頻度

検査項目	単位	基準値	検査頻度
p H	－	－	地下水等検査 1 年に 1 回以上実施 検査方法：H10.6.16 環境 庁厚生省告示第 1 号による
カドミウム	m g /ℓ	0.003	
全シアン	m g /ℓ	不検出	
鉛	m g /ℓ	0.01	
六価クロム	m g /ℓ	0.05	
ヒ素	m g /ℓ	0.01	
総水銀	m g /ℓ	0.0005	
アルキル水銀	m g /ℓ	不検出	
PCB	m g /ℓ	不検出	
トリクロロエチレン	m g /ℓ	0.01	
テトラクロロエチレン	m g /ℓ	0.01	
ジクロロメタン	m g /ℓ	0.02	
四塩化炭素	m g /ℓ	0.002	
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	m g /ℓ	0.002	
1,2-ジクロロエタン	m g /ℓ	0.004	
1,1-ジクロロエチレン	m g /ℓ	0.1	
1,2-ジクロロエチレン	m g /ℓ	0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	m g /ℓ	1.0	
1,1,2-トリクロロエタン	m g /ℓ	0.006	
1,3-ジクロロプロペン	m g /ℓ	0.002	
1,4-ジオキサン	m g /ℓ	0.05	
チウラム	m g /ℓ	0.006	
シマジン	m g /ℓ	0.003	
チオベンカルブ	m g /ℓ	0.02	
ベンゼン	m g /ℓ	0.01	
セレン	m g /ℓ	0.01	
ダイオキシン類	p g -TEQ/ℓ	1.0	
塩化物イオン	m g /ℓ	－	毎月 1 回以上実施

検査項目・水質基準：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令より

（昭和 52 年 3 月 14 日総理府・厚生省令第 1 号）最終改正：令和 2 年 3 月 30 日環境省令第 9 号

周縁地下水検査場所(井戸)



場所：京都市南区上鳥羽塔ノ森洲崎町